

# mysole 協会法人等会員規約

## 第 1 条 (適用範囲)

mysole 協会会員規約 (以下「本規約」という) は一般社団法人 mysol e 協会 (以下「協会」という) の「法人等」会員 (以下「会員」という) および協会に入会しようとする「法人等」に適用します。

## 第 2 条 (定義)

前条の「法人等」とは、医療従事者ならびに健康産業従事者を雇用する株式会社等の営利法人および医療法人、社会福祉法人等の非営利法人ならびに個人事業主のことをいいます。

## 第 3 条 (目的)

協会は、会員が協会の提供する研修・セミナー等 (以下「セミナー等」という) のサービスを利用し、理学療法士、作業療法士、義肢装具士等をはじめとするすべての医療従事者ならびにスポーツインストラクター等の健康産業従事者の資質の向上ならびにオーダーメイドインソール「mysol e®」の普及活動を通じ、市民の健康維持・健康増進・運動機能の向上を図ることを目的とします。

## 第 4 条 (管理運営)

1. 協会が主催するセミナー等で利用するすべての施設 (臨時的に設置する施設を含む) は、協会が管理運営します。協会は、各施設内に、管理運営にあたる責任者を少なくとも 1 名配置します。
2. 前項の規定に関わらず、協会が必要と認める場合には、施設の管理運営を他に委託することができるものとする。

## 第 5 条 (会員制)

1. 協会は会員制とし、会員が雇用する

mysol e マイスターに対し、資格認定を行い会員証を発行します。

2. 資格認定には協会が別途定める認定料が必要です。
3. 前項の認定料の納付日をもって資格認定日とします。
4. 第 1 項の会員証は、会員である法人等組織内でのみ有効です。
5. 会員が雇用する者が mysol e マイスターとして活動する際には、必ず会員証を携帯させてください。
6. 会員が雇用する mysol e マイスターが退職する際には、交付された会員証を返却し第 8 条第 1 項の変更届出をしてください。

## 第 6 条 (入会資格)

協会の入会資格は、以下のとおりとし、次の項目すべてに該当する方とします。

- (1) 理学療法士、作業療法士、義肢装具士その他医療従事者およびスポーツインストラクター等の健康産業従事者を雇用する法人等であって協会が入会を相当と認める方。
- (2) 本規約および協会が定める「個人情報保護方針」に同意いただける方。
- (3) 反社会的勢力の関係者でない方。
- (4) 過去に協会より除名の通告を受けていない方。

## 第 7 条 (入会手続)

協会に入会しようとするときは、以下に定める手続を行うことにより、入会申込を行っていただきます。

- (1) 協会所定の入会申込書により、本規約および「個人情報保護方針」に同意の上、入会申込を行っていただきます。
- (2) 協会は、協会所定の基準に従い、入会資

格の有無を判断の上、入会の承諾を行います。

#### 第 8 条 (変更手続等)

1. 会員は、mysole®の製造元との間で締結した契約書附属の名簿に記載した内容に変更があったときは、遅滞なく変更事項に関する届出をしていただきます。

2. 協会から会員に宛ててする通知、連絡その他サービスの提供は、会員から届出のあった住所その他連絡先に対して行います。会員自身の変更届出遅滞により発生する不利益に対して協会は責任を負わないものとします。

3. 会員が雇用する myssole マイスターが会員証を紛失したときは、協会に対し速やかに紛失した旨を報告するものとします。

4. 会員証の再発行手数料は、会員の負担とさせていただきます。

5. 会員証の再発行後に、紛失した会員証が発見された場合には、遅滞なく協会に再発行前の会員証を返却していただきます。

#### 第 9 条 (個人情報保護)

協会は、協会が保有する会員および会員から提供を受けた myssole マイスターの個人情報を、協会が別途定める個人情報保護方針に従って管理します。

#### 第 10 条 (会員資格の承継・譲渡)

1. 協会の会員資格は他の方に譲渡、売買、貸与、名義変更、質権および譲渡担保権の設定その他一切の処分をすることができません。

2. 協会の会員資格は合併等の包括承継の対象にはなりません。

#### 第 11 条 (禁止事項)

会員は、次の行為をしてはいけません。

1. 協会および他の会員に対する誹謗、中傷

する行為。

2. 協会が所有する特許権、商標権、著作権その他知的財産権を侵害する行為。

3. 協会が主催するセミナー等の内容について、協会の許可なく録画・録音する行為ならびに、無断で録画・録音した内容を SNS 等で広く一般に公開する行為。

4. 協会に無断で、類似のセミナー等を開催する行為。

5. 協会および myssole®の製造元との間で別途契約する業務委託契約に基づき「myssole®」の販売・勧誘をする際、詐術を用いまたは強引に購入を迫るなど、消費者を困惑させる行為。

6. その他法令違反、公序良俗に反する一切の行為。

#### 第 12 条 (免責)

1. 会員が雇用する myssole マイスターが本協会主催のセミナー等の受講中および会場等への移動中における、怪我や損害その他の事故について、協会に故意または重大な過失がない限り、協会は当該損害等に対する一切の責任を負いません。

2. 会員が雇用する myssole マイスターが、患者等第三者の生命、身体に危害を及ぼし財産などに損害を与えたときまたは第三者との間で紛争が発生したときは、会員自らの責任においてこれに対処するものとし、本協会は一切責任を負わないものとします。

#### 第 13 条 (会員資格の喪失・除名)

1. 会員は次の各号に該当する場合、その会員資格を喪失し、会員名簿から除名されます。

(1) 解散したとき。

(2) 破産、会社更生、民事再生等その他法的整理を開始したとき。

(3)本規約に違反し、違反の程度その他諸般の事情を考慮して、協会が除名することが相当であると判断したとき。

(4)第 6 条の入会資格に該当しなくなったとき、または入会資格を満たしていなかったことが入会後に判明したとき。

(5)入会後に、雇用する mysole マイスターの退職等により、組織内に mysole マイスターがいなくなったとき。

(6)その他協会が会員としてふさわしくないと認めたととき。

2.前項のうち(3)および(6)に該当することにより除名する場合には、会員に対して弁明の機会を与えるものとします。

#### 第 14 条 (会員資格の更新手続)

1.会員資格の有効期限は会員組織内に mysole マイスターがいる限りは無期限とします。

2.会員組織内の mysole マイスター個人の会員証の有効期限は協会が定める基準日から2年間です。更新制度に関する詳細は別紙「更新制度のご案内」をご参照ください。

3.前項の規定に関わらず、入会初年度および認定資格がランクアップした際の更新制度には特例がございますので、こちらも詳細は「更新制度のご案内」をご参照ください。

4.個人単位の会員証の更新の手続は、有効期限の末日から遡って1年以内に開催される更新用研修の受講の際に所定の更新申請書を提出するものとします。

5.協会は、やむを得ない事由により更新用研修を所定の期間内に受講できない mysole マイスターがいる場合、当該 mysole マイスターからの更新希望の申出に基づき、事情を総合的に判断した上で更新を認める

ことができます。

6. 前項の場合に、更新申請された方については、本来の有効期限の末日において更新申請があったものとして取り扱います。

7. mysole マイスターの更新には、協会が別途定める更新料の支払いが必要です。

8. 更新申請の際には、協会による審査があります。

#### 第 15 条 (退会手続)

1. 協会を退会する場合には、協会所定の退会申込書に必要事項を記入のうえ、協会に提出してください。

2. 前項により退会する場合および第 13 条の規定により会員資格を喪失した場合は、協会から交付を受けたすべての mysole マイスターの会員証を速やかに返却してください。

#### 第 16 条 (運営システムの変更について)

1.協会は、協会の運営システムを、必要と判断したときは会員の同意を得ることなく、変更することができます。

2.前項の場合、協会は1か月前までに、会員にこれを告知します。

#### 第 17 条 (本規約等の改定)

1. 協会は、本規約その他諸規則の改定を会員の同意を得ることなく行うことができます。なお、改定を実施するときは、あらかじめ改定の1か月前までに告知するものとします。改定した本規約その他諸規則の効力は入会の時期に関わらず、所属する会員全員に及ぶものとします。

2. 前項の規定に関わらず客観的に明らかに会員にとって有利な変更（例：認定料の値下げ等）は、告知後直ちに規約変更の効力が発生するものとします。

#### 第 18 条 (告知の方法)

本規約における会員への告知は、原則として、協会のホームページで掲載する方法によるものとします。

#### 第 19 条 (管轄の合意)

本規約その他諸規則に起因または関連する紛争が生じたときは、協会の主たる事務所を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(社) mysole 協会お問い合わせ窓口

■ サービスのお問い合わせ・ご意見・  
ご要望はこちらまで

HP : <http://mysole.jp/kyokai/>

078-652-0122

受付時間 9:00~17:00

(土・日祝・年末年始を除く)

## 更新制度のご案内

当協会における更新制度を下記にてご説明いたします。

### ① 基準日について

毎年4月1日とする

### ② 認定期間について

#### 1. 初回認定期間

◆認定日＝認定料入金日

サービス期間(認定日から直近の基準日) + 2年 【説明図1参照】

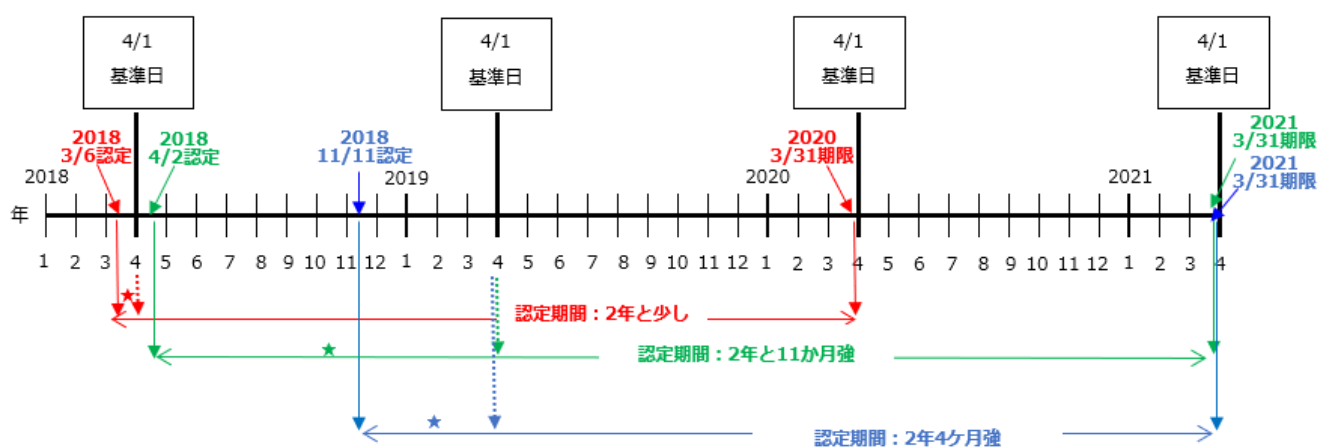
#### 2. ランクアップ時の初回認定期間

サービス期間(認定日から直近の基準日) + 2年 【説明図2参照】

#### 3. 上記 1.2.以降の継続期間は2年ごとです。

★引き続き同じランクで更新をされる場合は、更新勉強会をご受講の上、更新料をお納めいただけます。

説明図 1 : 認定期間の考え方



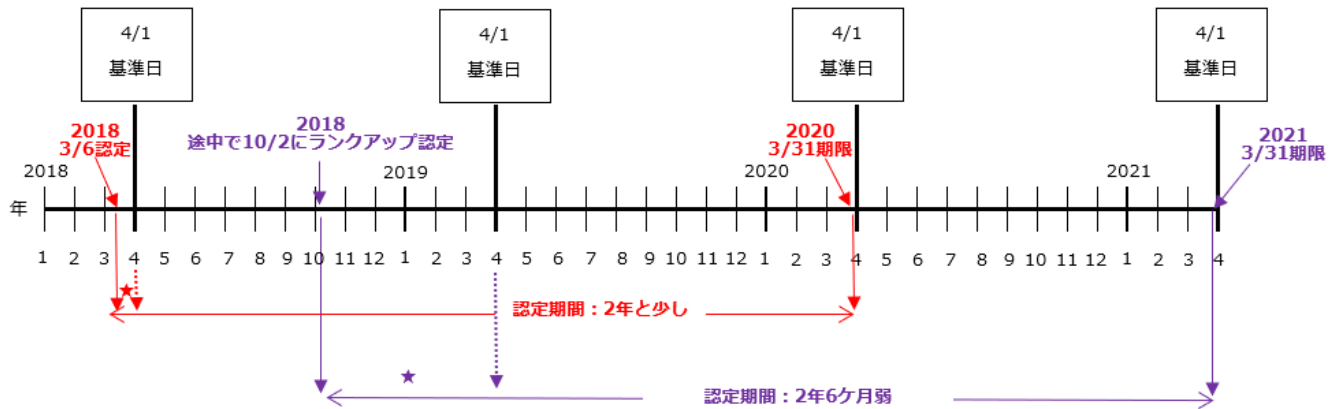
例) 認定期間について ★★は直近の基準日までのサービス期間

2018年3月6日認定 ⇒ 2020年3月5日期限 (現在) ⇒ 2020年3月31日期限 (改定案)

2018年4月2日認定 ⇒ 2020年4月1日期限 (現在) ⇒ 2021年3月31日期限 (改定案)

2018年11月11日認定 ⇒ 2020年11月10日期限 (現在) ⇒ 2021年3月31日期限 (改定案)

## 説明図 2 : ランクアップ時の考え方



ベーシックに ★★は直近の基準日までのサービス期間  
 2018年3月6日認定 ⇒ 2020年3月31日期限

途中、  
 2018年10月2日に  
 ジュニアにランクアップ認定 ⇒ 2021年3月31日期限

★途中ランクアップの場合は、  
 受講料（ベーシックのみ不要）+ 認定料 をお納めいただきます。  
 認定日は、認定料のご入金日となります。

一般社団法人 mysole協会 諸費用一覧

会員様のご負担を軽減し！未永くmysoleで社会貢献して頂きたく！改善致します！！

表示価格は全て税別表記

◆認定日について  
認定日＝認定料入金日

セミナー受講者			
	必要金額	徴収時期	
セミナー受講料	ベーシック	¥50,000	セミナー受講時
	ジュニア	-	
	シニア	¥75,000	
	グランド	¥100,000	
認定料	ベーシック	¥15,000	認定時
	ジュニア	¥15,000	
	シニア	¥15,000	
	グランド	¥15,000	
更新料	ベーシック	¥15,000	更新勉強会受講時 (会員期限について※1)
	ジュニア	¥15,000	
	シニア	¥15,000	
	グランド	¥15,000	
会員証 再発行手数料	¥2,500	再発行日	

※1 会員期限は、基準日(毎年4月1日)より2年。初回のみ認定日から基準日までのサービス期間を設けます。  
更新勉強会は1年前より受付致します。